

「LPの河川定期縦横断測量への適用検討会」の開催要領

■目的

- 河川定期縦横断測量は、「河川定期縦横断測量業務実施要領」(H9. 6. 12 治水課長通知)に基づき、5年以内を原則として、陸上部は直接水準測量又は間接水準測量、水中部は音響測深機により測量を行っている。
- 一方、LP(レーザプロファイラ)については、陸上部を測量可能な近赤外線レーザを活用した航空測量が既に普及しており、水中部が測量可能なグリーンレーザを活用したALB(航空レーザ測深)についても、実用化に向け精度検証が進められている。
- このような測量技術の進展を踏まえ、河川定期縦横断測量においてもLPを活用し普及させ、河川管理の高度化・効率化を図ることを目的として、「LPの河川定期縦横断測量への適用検討会」を設置し、「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定に向けた検討を行う。

■検討会のアウトプット

「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(案)の作成

■構成員

有識者：東京大学 池内教授

(公財)日本測量調査技術協会：専務理事

国土地理院：測量指導課長

国総研：河川研究室長

社会資本施工高度化研究室長

本省：河川環境課河川保全企画室長(座長)

河川計画課河川情報企画室長

治水課流域減災推進室長

地方整備局：関東地方整備局 河川管理課建設専門官

近畿地方整備局 福井河川国道事務所管理第一課長

中国地方整備局 河川保全専門官

九州地方整備局 河川情報管理官

■委員就任期間

承諾のあった日から、平成30年3月30日までとする。

■検討会のスケジュール(案)

<第1回(平成30年1月15日)>

- ・河川縦横断測量の現状と基準類の確認
- ・航空レーザ測量、UAVによるレーザ測量技術の現状
- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」改定(案)の作成方針 等

<第2回(平成30年2月中)>

- ・河川定期縦横断測量に求められる精度、点検測量の手法
- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(原案)の提示 等

<第3回(平成30年3月中)>

- ・「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(案)の提示 等

※<改訂版通知の発出(3月中)>

「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の改定(案)を整備局等へ通知
(河川保全企画室)

LPの河川定期縦横断測量への適用検討会

規約（案）

（名称）

第1条 本検討会は、「LPの河川定期縦横断測量への適用検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 必要な実施要領等の改定等を行い、新たな技術の進展を踏まえ、河川定期縦横断測量でのLPの活用を普及、拡大させることを目的とする。

（構成員）

第3条 検討会の構成員は、別紙の通りとする。

（検討会）

第4条 検討会には座長を置き、河川保全企画室長とする。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、水管理・国土保全局（河川環境課河川保全企画室）及び国土技術政策総合研究所河川研究部（河川研究室）に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

1 この規約は、平成30年 月 日から施行する。

LPの河川定期縦横断測量への適用検討会

構成員

- 池内 幸司 東京大学大学院工学系研究科 教授
齊藤 和也 (公財) 日本測量調査技術協会 専務理事
安藤 暁史 国土地理院企画部測量指導課長※
諏訪 義雄 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長※
森川 博邦 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究部 社会資本施工高度化研究室長※
齋藤 博之 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室長※
佐藤 寿延 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室長※
矢崎 剛吉 水管理・国土保全局 治水課 流域減災推進室長※
青木 孝夫 関東地方整備局 河川部河川管理課建設専門官※
山本 一浩 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 管理第一課長※
大賀 祥一 中国地方整備局 河川保全専門官※
宮成 秀一郎 九州地方整備局 河川情報管理官※

(事務局)

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室

国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室

(敬称略)

※ 国土交通省職員